

業務委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 設計図書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(事業実施計画表)

第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて業務実施計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により業務実施計画表が提出されたときは、遅滞なく、これを審査し、その内容が不相当であると認めるときは、受注者に修正を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(暴力団関係業者による再委託等の禁止等)

第4条の2 受注者は、第23条第1項第6号アからオまでのいずれかに該当する者（以下この条において「暴力団関係業者」という。）を下請負人（下請その他この契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。

2 受注者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再委託契約等を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請負契約（下請その他この契約に関連する契約を含む。以下同じ。）を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当

事者でない場合においては、受注者が当事者に対して当該解除を求めることを含む。以下同じ。)を求めることができる。

4 前項の規定による解除を求めたことによって生じる下請負契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(監督員)

第5条 発注者は、監督員を定めたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、設計図書に定めるところにより、受注者又は受注者の業務代理人に対する指示、承諾又は協議を行うものとする。

(業務代理人等)

第6条 受注者は、業務代理人及び主任技術者を定め、書面によりその氏名、経歴等を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 業務代理人は、業務の処理に関し、この約款に基づく受注者の一切の権限(業務委託の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除にかかるものを除く。)を行使することができる。

3 業務代理人は、業務に精通するものでなければならない。

4 主任技術者は、業務に関し十分な経験及び資格を有するものでなければならない。

5 業務代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

(業務の調査等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について受注者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の施工を中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

2 前項の場合において、業務の内容の変更又は一時中止に伴う費用の増加を必要とし、又はこれにより受注者が損害を受けたと認められるときは、発注者は、当該増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期限の延長)

第9条 受注者は、天候の不良その他の受注者の責めに帰すことができない理由により履行期限までに業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明示した書面により、履行期限の延長を請求すること

ができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る履行期間の延長をしなければならない。この場合において、当該履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあつては、必要に応じ業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害の負担)

第10条 業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第11条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者受注者のいずれの責めに帰すことのできないもの（以下「不可抗力」という。）により、業務の一部で完了した部分（以下「出来形部分」という。）、仮設物、現場に搬入した業務材料、又は機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面により損害による費用の負担を請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（出来形部分又は通常妥当と認められる仮設物、現場に搬入した業務材料若しくは機械器具であつて記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下この条において「損害額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより発注者と受注者とが協議して定める。

(1) 出来形部分に関する損害は、損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 業務材料に関する損害は、損害を受けた業務材料に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は機械器具に関する損害は、損害を受けた仮設物又は機械器具について、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用に関しては、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務完了報告)

第12条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく書面により発注者に報告しなければならない。

(検査及び引渡し)

第13条 発注者は、前条の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を書面により受注者に通知しなければならない。

2 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果品の引渡しが行われたものとみなす。

3 受注者は、第1項の検査の結果、当該成果品の修補を命ぜられたときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前条及び前2項の規定を適用する。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、書面により業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けた日から起算して60日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(前払金)

第15条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務の完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定

する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して契約書記載の前払金額以内の支払を発注者に請求することができる。ただし、前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 業務内容の変更その他の理由により業務委託料を著しく増額した場合には、受注者は、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 業務内容の変更その他の理由により業務委託料を著しく減額した場合には、受領済の前払金額が、減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき返還額を定める。

6 受注者には、前項の期間内に返還すべき金額を返還しなかったときは、当該期間を経過した日から返還した日までの期間の日数に応じ、その返還すべき金額につき、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（保証契約の変更）

第16条 受注者は、前条第4項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、業務内容の変更その他の理由により業務委託料を減額した場合には、保証契約を変更したときは、遅滞なく変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 発注者は、履行期限を変更した場合には、遅滞なく、その旨を保証事業会社に通知するものとする。

（前払金の使用等）

第17条 受注者は、前払金を次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める費用に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。

(1) 設計及び調査 材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該委託業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料

(2) 測量 材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該委託業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料

(部分引渡し)

第18条 業務の一部が完了し、かつ、可分のものである場合において、受注者の書面による同意を得たときは、発注者は、当該完了した部分について引渡しを受けることができる。この場合において、受注者は、当該完了した部分に相応する業務委託料（以下「業務委託料の一部」という。）の支払を請求することができる。

2 第12条、第13条及び第14条の規定は、前項の規定により業務の一部の引渡し及び業務委託料の一部の支払をする場合について準用する。

3 前払い金の支払を受けている場合において、前項において準用する第14条第1項の規定により請求することができる額は、業務委託料の一部から前払金額に当該完了した部分の業務全体に対する割合を乗じて得た額を控除した額とする。

(第三者による代理受領)

第19条 受注者は、発注者の承諾を得て、業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第14条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(かし担保)

第20条 業務委託の成果品にかしがあるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第13条第2項（第18条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は、5年とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 21 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.9 パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第 14 条（第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、当該業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、年 2.9 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 21 条の 2 この契約に関し、受注者（設計共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 50 条第 1 項に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、受注者が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 49 条第 1 項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(3) この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第 89 条第 1 項又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.9 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(検査遅延の場合における損害金等)

第 22 条 発注者がその責めに帰すべき理由により第 13 条第 1 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数

は、第14条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、満了したものとみなす。この場合において、受注者は、その超える日数に応じ、前条第3項の計算の例により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第23条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（1） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらずその期間内に当該業務に着手しないとき。

（2） その責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（4） 第25条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

（5） 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第6号の暴力団員（以下アにおいて「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号及び第26条の2において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 受注者が、下請負契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請負契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 発注者が第4条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由なくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分について引渡しを受けるものとし、引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第15条の規定による前払金の支払があったときは、当該前払金額（第18条の規定による業務委託利用の一部の支払をしているときは、当該支払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の引渡しを受けた部分に相応する業務委託料から控除する。この場合において受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額につき、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属する。

5 第1項の規定により契約が解除された場合において、契約保証金が免除され、又は減額されているときは、受注者は業務委託料の10分の1に相当する額又は業務委託料の10分の1に相当する額から当該契約保証金を控除した額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第24条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項（利息に関する部分を除く。）の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の解除権）

第 25 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第 8 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 8 条第 1 項の規定による業務の施工の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。

(3) 発注者が、契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 第 23 条第 2 項及び第 3 項（利息に関する部分を除く。）並びに前条第 3 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

（相殺等）

第 26 条 発注者は、受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者に支払うべき業務委託料その他の金銭債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴することができる。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第 26 条の 2 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。

3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

（秘密の保持等）

第 27 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、業務の成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（届出書、通知書等の様式）

第 28 条 この約款に基づき受注者が発注者に対して提出すべき届出書、通知書等の様式は、発注者の定めるところによる。

（雑則）

第 29 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。